3

報告第１０号

令和７年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

令和７年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

1. 健全化判断比率

比率名	令和７年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	-	12.76%
② 連結実質赤字比率	-	17.76%
③ 実質公債費比率	7.9%	25.0%
④ 将来負担比率	-	350.0%

2. 国保病院事業会計に係る資金不足比率

比率名	令和７年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	-	20.0%

3. 水道事業会計に係る資金不足比率

比率名	令和７年度	経営健全化基準
① 資金不足比率	-	20.0%